

○国定公園及び県立自然公園における行為を行う者に係る指導要綱

平成二十五年九月十七日

大分県告示第六百九号

国定公園及び県立自然公園における行為を行う者に係る指導要綱を次のように定める。

国定公園及び県立自然公園における行為を行う者に係る指導要綱

(目的)

第一条 この要綱は、本県に位置する国定公園及び県立自然公園(以下単に「公園」という。)において、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。)第二十条第三項各号及び第三十三条第一項各号並びに大分県立自然公園条例(昭和三十二年大分県条例第七十四号。以下「条例」という。)第十三条第四項各号及び第十五条第一項各号に掲げる行為等を行う者に係る指導事項を定めることにより、公園における行為に係る適正性を確保し、もって公園の風致の維持及び風景の保護に資することを目的とする。

(対象)

第二条 この要綱に規定する指導事項は、次に掲げる公園における行為を対象とする。

- 一 国定公園(本県に存する範囲に限る。)
- 二 県立自然公園

(鉄塔等の新築を行う者に係る指導)

第三条 法第二十条第三項第一号又は条例第十三条第四項第一号に掲げる行為のうち、工作物(鉄塔及びこれに類する物に限る。)の新築については、知事は、当該行為を行う者に対し、当該工作物の外部の色彩をダークブラウン等により施す旨を指導するものとする。

2 前項の規定は、法第三十三条第一項第一号又は条例第十五条第一項第一号に掲げる行為のうち、工作物(鉄塔及びこれに類する物で、自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号。以下「省令」という。)第十四条第一号ハ又は大分県立自然公園条例施行規則(昭和三十三年大分県規則第二十四号。以下「規則」という。)第七条第一号ハに規定する基準を超えるものに限る。)の新築について準用する。

(平二七告示四九七・一部改正)

(普通地域における太陽光発電施設の新築等を行う者に係る指導)

第四条 公園の普通地域における工作物(太陽光発電施設(同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が千平方メートル以下であり、かつ、出力が十キロワット以上のものに限る。)に限る。)の新築、改築及び増築については、知事は、当該行為を行う者に対し、行為の着手前に、次に掲げる事項を届け出る旨を指導するものとする。

- 一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 行為の目的
- 三 行為の場所
- 四 行為地及びその付近の状況
- 五 行為の施行方法
- 六 着手及び完了の予定日

2 前項の規定による届出には、国立公園の普通地域における行為については省令第十条第二項各号に、県立自然公園の普通地域における行為については規則第五条第二項各号に、それぞれ掲げる図面を添えるよう指導するものとする。

(平二七告示四九七・一部改正)

(許可を行う場合等における指導)

第五条 法第二十条第三項若しくは条例第十三条第四項の許可を行う場合又は法第三十三条第一項若しくは条例第十五条第一項の規定による届出を受けた場合(法第三十三条第二項又は条例第十五条第二項の規定により行為を禁止する場合を除く。)においては、知事は、当該許可又は届出に係る行為を行う者に対し、当該行為を実施する際に行為の場所において別記様式による表示板を掲示し、及び当該行為を完了した際にその履行状況について報告するよう指導するものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則(平成二七年告示第四九七号)

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式

1 許可を行う場合

	○○公園内 許可済(大分県)	
	所在地	
	行為の内容	
	○○○年度番号	
	許可権者	大分県知事
	施主名	

大分県生活環境部生活環境企画課交付

## 2 届出を受けた場合

	〇〇公園内 届出済(大分県)	
	所在地	
	行為の内容	
	〇〇〇年度番号	
	受理権者	大分県知事
	施主名	

大分県生活環境部生活環境企画課交付